

スポーツ事故補償と損益相殺

Compensation for Sports Accidents and Offsetting Benefits against Damages

川原 佑基（港北中央法律事務所・神奈川県弁護士会スポーツ法研究会）

第1 はじめに

この論文においては、スポーツ事故補償と損益相殺について取り扱うが、具体的には、災害共済給付、柔道の見舞金、スポーツ安全保険の傷害保険の3つの補償制度の損益相殺について、災害共済給付を中心に確認をしていくものである。

第2 災害共済給付

1. 災害共済給付とは

災害共済給付とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC。以下、「振興センター」とする。）と学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うもので、その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度とされている。

そして、この災害共済給付には細かいものを除くと大きく分けて医療費の見舞金と障害見舞金と死亡見舞金という3つの見舞金がある。

2. 災害共済給付の損益相殺総論

(1) 災害共済給付を損益相殺対象と認める理

¹障害見舞金につき支給決定が出ているものの、被害者が障害見舞金を現実に受け取っていない場合に障害見舞金の損益相殺を否

由

災害共済給付は日本スポーツ振興センターと学校設置者との間で免責の特約が結ばれている場合、学校設置者は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下、「センター法」とする。）31条1項に基づき災害共済給付で支給された価額の限度でその損害賠償の責めを免れることができるものとされている。しかし、災害共済給付が支給されるような事故が発生した場合、学校設置者に限らず、加害生徒や教職員等も事故の責任主体となる場合が有り得る。そこで免責特約を結んだ学校設置者以外が責任主体となる場合に災害共済給付が損益相殺の対象となるか問題となるが、少なくとも被害者側が現実に災害共済給付金を受領した場合は、裁判例上災害共済給付が損益相殺の対象となるというところで確立されている。¹

その理由としては、裁判例上、

- ① 学校の設置者が国家賠償法等による損害賠償の責任を負う場合、振興センターが災害共済給付を行ったときは、当該学校の設置者はその価額の限度においてその損害賠償の責めを免れることができること（センター法31条1項）

定した裁判例として東京地方裁判所令和6年3月26日判決がある。

② 振興センターは、災害共済給付を行った場合、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等による損害賠償の責任者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得することができること（センター法31条2項）

③ 生徒等が国家賠償法等により災害共済給付の給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、振興センターはその価額の限度において災害共済給付を行わないことができること（センター法施行令3条3項）

の3点が基本的には挙げられている。

このうち、①は振興センターが災害共済給付を行った場合にその給付額と学校設置者が責任を免れる金額が一致することを意味し、災害共済給付が損害を補填するものと考えて差し支えないことを示しているものと考えられる。²

次に②はいわゆる代位規定の存在を理由とするもので、この代位規定の存在を理由として損益相殺を肯定するものは災害共済給付に限らず非常に多い。

代位規定とは災害共済給付でいうと振興センターが給付金を支給した後にその給付の限度で被害者が加害者に対して有している損害賠償請求権を振興センターが代位取得できる規定のことをいう。このように代位規定が存在する場合、振興センターは給付金につき加害者に対す

る求償権を取得することになるため、その給付金は損害を補填するものとして理解して差し支えない。

最後に③は学校等から被害者が損害賠償金の支払を受けた場合、支払いを受けた金額分は災害共済給付の請求ができないことを意味する。そのため、まさに災害共済給付が損害の補填に対応していることを意味するものといえ、損益相殺を肯定する理由の1つとして挙げられている。

(2) 保護者が経費を負担していることから損益相殺が否定されないか

この点、別方向からの視点として災害共済給付は保護者もその経費を負担している以上、給付金はその対価であり、損益相殺の対象とならないと主張し、争われた事案がある。

この視点は例えば事故で死亡した者を被保険者とする生命保険金が損益相殺の対象とならない理由として挙げられているもので、損益相殺の対象となるか否かを考える上での重要な考慮要素の1つである。

この点については、静岡地方裁判所沼津支部平成7年4月19日判決において、「日本体育・学校健康センター法（筆者注：今のセンター法）二一条一項によれば、災害共済給付契約の当事者はあくまでも学校設置者であるのみか、保護者からの徴収金につき政令で定めるそ

² 学校設置者が振興センターとの間で免責の特約を結ぶことで学校設置者は免責の効果を得られるが、その場合でも学校設置者以

外の責任主体（いじめ加害者、その親権者、教職員等）は免責の効果を受けられるものではない。

の額は小額であって、災害共済給付金の対価と目される程のものでもないから、右原告らが受領した死亡見舞金は本件事故とは別個独立に締結された契約に基づく掛金の対価としての給付であるとは到底いえない。」と判示されている。災害共済給付の保護者負担額の小ささから災害共済給付金の対価とはいえないと言い切り、生命保険等との違いを指摘し、損益相殺の対象外としたものである。

このように経費を支払っていてもその金額が小さい場合は損益相殺を否定する理由として機能しないという視点は他の補償制度が損益相殺の対象となるか否かを考えるうえでも重要な視点となる。

3. 災害共済給付の損益相殺各論

(1) 損益相殺の範囲

ここからは災害共済給付の各種見舞金の損益相殺の範囲について確認していくが、その前提として損益相殺の範囲によって損害賠償の金額がどのように変動するかについて以下の事案を基に簡単に確認したい。

<事案>

Xは学校管理下の事故により治療関係費10万円、傷害慰謝料10万円の損害が生じ、振興センターから医療費の見舞金10万円が支給された。もっとも、この事故につきXにも5割の過失が認められた。

まず損害の範囲を限定せずに過失相殺後の損

害額全体から見舞金を控除した場合、治療関係費と傷害慰謝料の合計20万円から5割の過失相殺を行い、見舞金の金額を差し引くことになる。

そうすると(10万円(治療関係費)+10万円(傷害慰謝料))-(10万円(治療関係費)+10万円(傷害慰謝料))×50%(過失分)-10万円(見舞金)で請求額は0円となる。

他方で後述のように医療費の見舞金は治療関係費との間でのみ損益相殺対象となると考える裁判例が多いところ、このように損益相殺の範囲を治療関係費に限定すると損益相殺は治療関係費との間でのみ行われる。そうすると、治療関係費を0円としたうえで残りの損害との間では損益相殺を行わないこととなる。

具体的には、上記の事案を基にすると、10万円(傷害慰謝料)-10万円(傷害慰謝料)×50%(過失分)でXは5万円の請求が可能となる。

このように、損益相殺が認められる場合、その範囲をどのように解するかによって損害賠償として認められる金額が変動することになるため、この点は実務上も非常に重要な点である。

以下、各種見舞金につきその損益相殺の範囲を確認していく。

(2) 医療費の見舞金

ア 医療費の見舞金とは

医療費の見舞金は、健康保険使用前提の治療関係費の金額を補填するものであるが、療養に

伴って要する費用として医療費総額の10分の1も支給されるので、合計で治療関係費の10分の4の金額が支給されることになるのが原則である（センター法施行令3条1項1号）。

ただし、センター法施行令3条4項に「センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第七号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない」との定めがある。

そのため、子供の医療費の一部を助成する自治体もあるが、そのように自治体などから治療関係費の支給を別途受けている場合には、その分を控除した給付金が支給されることとなる。

イ 医療費の見舞金の損益相殺の範囲

この医療費の見舞金の損益相殺について裁判例は治療関係費の損害との間で相互補完関係があることが明確なため、治療関係費の限度で損益相殺を認めるというものが多数となっている³。

ただ、特に古い裁判例で顕著であるが、原告

が損益相殺の範囲に関する主張をしていないために損益相殺の範囲を治療関係費に限定せず過失相殺後の損害額全体から損益相殺を行った裁判例も相当数存在する。

もっとも、前述のように医療費の見舞金は療養に伴って要する費用として医療費総額の10分の1の金額も支給することから、この点を捉えて治療関係費のみならず通院交通費等の損害も補填するものと判示する裁判例も存在する。⁴

(3) 障害見舞金

障害見舞金は、「後遺障害が認定された場合認定された障害の等級に応じて88万円～4000万円の範囲で支給するもの」である（センター法施行令3条1項2号）。

障害見舞金の損益相殺について裁判例は後遺障害慰謝料と逸失利益の損害との間で相互補完関係があることが明確なため、後遺障害慰謝料と逸失利益の限度で損益相殺を認めるというものが多数となっている⁵。

災害共済給付金の対象となるのは児童生徒等の損害である以上、後遺障害の存在が認められれば後遺障害慰謝料と逸失利益は認められるところ、障害見舞金は後遺障害の存在が認められてはじめて支給されるものであることから、後

³ 横浜地方裁判所平成23年12月27日判決、福岡地方裁判所平成25年9月19日判決、さいたま地方裁判所平成29年4月26日判決、広島地方裁判所平成30年3月30日判決、水戸地方裁判所土浦支部平成30年7月18日判決、高松地方裁判所令和2年5月22日判決、松山地方裁判所令和6年2月28日判決等

⁴ 入院雑費も対象に含めるものとして神戸地方裁判所平成21年

10月27日判決、通院交通費も対象に含めるものとして福岡高等裁判所平成20年11月25日判決。

⁵ 大阪地方裁判所平成7年3月24日判決、広島地方裁判所平成30年3月30日判決、高松地方裁判所令和2年5月22日判決、岡山地方裁判所令和3年4月20日判決

遺障害慰謝料と逸失利益の損害との間で相互補完関係があると考えられているものと思われる。

もっとも、障害見舞金についても原告が損益相殺の範囲に関する主張をしていないために損益相殺の範囲を限定しなかった裁判例も相当数存在する。

(4) 死亡見舞金

ア はじめに

死亡見舞金は、学校管理下での事故で死亡した場合に原則3000万円の見舞金を支給するものである（センター法施行令3条1項3号）。⁶

そして、死亡見舞金の損益相殺についてはかなり裁判例の判断が割れている。

具体的には、逸失利益の限度で損益相殺を認めるもの、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺とするもののその中でもまずは確定遅延損害金からの損益相殺とするもの、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺とし、確定遅延損害金からでなく元本からの損益相殺としたものに分かれている。

イ 損益相殺の範囲を逸失利益の範囲に限定すべきと判示した裁判例

まず、逸失利益の限度での損益相殺とするか、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺と

するかという点についてであるが、損益相殺の範囲を逸失利益に限定する判断をした裁判例から概観していく。

このように判断した裁判例としては、

- ①横浜地方裁判所平成4年3月5日判決
 - ②神戸地方裁判所平成22年5月19日判決
 - ③大津地方裁判所平成25年5月14日判決
 - ④福岡地方裁判所令和3年1月22日
 - ⑤大分地方裁判所平成16年7月29日判決
- が存在する。

この点、①～④の4つの裁判例は以下のように結論と理由の関係がトートロジーであったり、結論に結び付いた理由付けとなっていなかったりと、逸失利益に損益相殺の範囲を限定する理由の説明は不十分なように思われるが、⑤のみしっかりとした理由が示されている。

① 横浜地方裁判所平成4年3月5日判決

「死亡見舞金と損害賠償とが同一の事由の関係にあることを肯定できるのは、財産的損害のうちの消極損害（いわゆる逸失利益）に限られるというべきである。」

② 神戸地方裁判所平成22年5月19日判決

「センター法1条1項6号に定める災害共済給付の種類は、医療費、障害見舞金（障害の程度に応じて給付金額が定まる。）、死亡見舞金の3つであること（センター法施行令3条

⁶ 死亡見舞金については補償金額の改定が随時行われている関係で裁判例においてはその時期によって給付金額が異なるので、注

意が必要である。

1項) からすると、センター法15条1項6号、同法施行令3条1項3号に定める死亡見舞金は、学校管理下における災害によって死亡した児童生徒等の得べかりし利益を補償し、もって、その損害を填補する目的を有するものと解するのが相当である。」

③ 大津地方裁判所平成25年5月14日判決

「災害共済給付契約に基づく給付金の種類は、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の3種類に限定されており（同法施行令3条）、医療費については、同法施行令3条1号イないしニの規定に照らせば、当該生徒等が災害により被った傷害により必要となる医療費を填補する目的で給付されるものであると認められる。また、障害見舞金及び死亡見舞金については、障害見舞金の給付額が当該生徒等が負った障害の程度によって給付額が異なること等にかんがみれば、災害によって当該生徒等に生じた逸失利益等を填補する目的で給付されるものであることが認められる。このように、災害共済給付契約に基づき給付される災害共済給付金は、法令上、当該生徒等に生じた損害のうち限定された範囲の損害を填補することを目的としているものと解されるから、このような給付金の性質に照らせば、死亡見舞金は、当該見舞金が填補の対象としている当該生徒等の逸失利益自体、すなわちその元本との間で損益相殺を行うべきであり、これに対する遅延損害金が発生している

ものとして当該遅延損害金に充当することは相当ではない。」

④ 福岡地方裁判所令和3年1月22日判決

「同法15条1項7号に規定する死亡見舞金は、学校管理下における災害によって死亡した児童生徒等の得べかりし利益を補償し、もって、その損害を填補する目的を有するものと解するのが相当であるから、上記の損害賠償責任の免除は、原告X1及び原告X2が相続した本生徒の逸失利益（上記（1）ア）についてすべきである。」

⑤ 大分地方裁判所平成16年7月29日判決

「実際の運用においても、医療費については、通院費、入院雑費、介添えなどのための親等の休業補償等との間で、障害見舞金及び死亡見舞金については、慰謝料、葬祭費、物的損害に対する弁償との間でいずれも災害給付金と調整を行わない（ただし、名目は慰謝料等となっているが、実質は逸失利益の補填と解される場合は、調整を行う。）とされていること（甲89、乙19）などからすると、センター法の共済給付金の趣旨目的は、災害による児童生徒の損失補償や生活保障にあり、主として医療費と逸失利益の保障に給付の目的があり、物的損害、人的損害のうち医療費を除く積極損害、慰謝料等については、その填補を目的としていないと解される

(なお、「障害見舞金」、「死亡見舞金」という名称は、儀礼的な意味を含ませたにすぎず、それだけで給付の趣旨目的を解することはできない。)」

⑤の裁判例は、下線を引いた部分を見ると、死亡見舞金は学校等が死亡見舞金の支払いに先立ち、逸失利益以外の損害を被害者に対して支払った場合にその分死亡見舞金の支給金額を減額するような調整を行わないという実際の運用面に着目して、死亡見舞金に対応している損害は逸失利益に限られるという判断をしたものと考えられる。

もっとも、この点については、振興センターのホームページで確認できる基本通知の363ページにおいて「障害又は死亡関係の損害賠償金の取扱いについては、個々の案件について前例を勘案して処理するものとする（当分の間、センターの給付金を下回る損害賠償金を受けるものについては、具体的案件について本部へ照会することとする。）」とされており、逸失利益との間でのみ調整を図るとは明記されていない。大分地方裁判所の判決で証拠として出された甲89と乙19の内容が気になるものの、現在は当時と運用が変わっている可能性も考えられる。

ウ 損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった裁判例

次に、損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった裁判例はどのように考えているかにつき

確認していく。

このように判断した裁判例としては、

- ①千葉地方裁判所平成20年3月27日判決
- ②大阪高等裁判所令和2年2月27日判決
- ③宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決
- ④仙台高等裁判所平成23年10月26日判決

が存在する。

このうち①千葉地方裁判所平成20年3月27日判決と②大阪高等裁判所令和2年2月27日判決は特に理由を付さずに逸失利益に限定しない形で損益相殺を肯定している。

③宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決は、「同法の規定上、同法15条1項7号に基づく死亡見舞金の給付については、その給付を充当すべき費目に限定はなく、本件で元本充当の黙示の合意を認めるに足りる証拠も見当たらないことからすれば、本件見舞金は、本件事故により生じた損害全ての填補を対象としているというべきである。」というように法文上死亡見舞金が特に特定の損害に対応していないことを理由に損益相殺の対象を逸失利益等に限定しなかった。

④仙台高等裁判所平成23年10月26日判決は「逆に、災害共済給付の給付事由と同一の事由について、当該災害共済給付に係る児童生徒等が国家賠償法等により損害賠償を受けたときは、センターは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができることとされているところ（センター法施行令3条3項）、これらの損害賠償との調整に関する規定

の法文上も死亡見舞金との調整の対象となる損害の費目について特に限定がない。以上に加え、死亡見舞金の額が一律に2800万円と定められ（センター法施行令3条1項3号）、自賠責保険に基づく保険金の額に匹敵する高額なものとされていることにも照らすと、センター法に基づく死亡見舞金は、児童生徒等の死亡により当該児童生徒等ひいては現実にはこれを受給するその保護者に生じた損害すべてを対象として、これをてん補するために給付されるものと解するのが相当である（もっとも、医療費については、センター法施行令3条1項1号により同施行令所定の方法によって算定した一定の金額を医療費として支払うものとされており、死亡見舞金によって填補されるのは、医療費として給付された金額を超えた範囲に限られると解されるが、本件では医療費として給付された金額はなく、この点は問題とならない。）。したがって、本件見舞金は、本件事故によって亡A及び控訴人に生じた損害のすべてと相互補完性を有するものということができ、その受給に伴う損益相殺の対象となる損害の費目に制限はないと解するのが相当である。」と判示している。

当該裁判例は法文上死亡見舞金が特に特定の

⁷ 当時は死亡見舞金の金額は今と異なり2800万円であった。

⁸ 医療費の見舞金の支給対象に対応する損害には死亡見舞金は対応していないとすると、死亡見舞金は治療関係費との関係では損益相殺の対象とならないという主張を立てることも考え得るところである。しかし、通常死亡事故が発生し、死亡までの間の治療関係費が発生しているような場合は医療費の見舞金も別途受領す

損害に対応していないことを理由の1つとしており、この理由は③の宇都宮地方裁判所の裁判例と共通している。他方、③の宇都宮地方裁判所の裁判例では示されていない理由として、死亡見舞金の金額が高額である点を指摘している。これらの点を指摘して損益相殺の範囲を逸失利益に限定しない旨結論づけたうえで医療費の見舞金の存在から同見舞金の対応している治療関係費については、死亡見舞金は対応していないと指摘しているものである。⁸

エ 確定遅延損害金からの損益相殺とするか

先ほどの宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決や仙台高等裁判所平成23年10月26日判決の裁判例のように、損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった場合、損益相殺は死亡見舞金が給付されるまでに発生した確定遅延損害金から充当されるのか、それとも元本から充当されるのかという点についても確認していく。

この点については、大多数の裁判例がそのような場合確定遅延損害金から充当されるものとしている。

実際、仮に過失相殺後の損害額全体から損益

るものと考えられ、治療関係費と医療費の見舞金との間で損益相殺が生じる。そのため、そのような主張を立てる場面は医療費の見舞金を請求しなかった場合等相当限定されるものと考えられる。

⁹ 千葉地方裁判所平成20年3月27日判決、仙台高等裁判所平成23年10月26日判決、大阪高等裁判所令和2年2月27日判決、宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決

相殺を行うと考えた場合、死亡見舞金の損益相殺対象は特段逸失利益等特定の損害に限定しない以上遅延損害金のみ対象外とする理由がないので、裁判例の考えは妥当と考えられる。

この点、元本から控除としている裁判例として福島地方裁判所郡山支部平成22年11月26日判決があるが、当該裁判例は最高裁平成22年9月13日を根拠としていた。しかし、同最高裁判決は交通事故で後遺障害が残存した被害者への障害年金等の社会保障給付の損益相殺が問題になった事案であり、障害年金は逸失利益との間で相互補完性を有し、その範囲で損益相殺対象となるものであるから元本充当と判示したものと考えられる。そして、死亡見舞金は特定の損害との間の相互補完性を認めるものと判示できないのなら同最高裁判決の射程外と考えられる以上、福島地方裁判所郡山支部平成22年11月26日判決の理由で元本から控除するものとは考えられないように思われる。

第3 柔道の見舞金と損益相殺の関係

柔道では全日本柔道連盟の会員が柔道競技に関わる活動¹⁰に従事する中、怪我等により後遺障害が生じた場合や死亡した場合に同連盟から見舞金が出される制度が存在する。¹¹

そして、この見舞金が損益相殺の対象となるか否かにつき争われた裁判例として、

- ① 東京高等裁判所平成25年7月3日判決
- ② 神戸地方裁判所平成22年5月19日判決が存在する。

①東京高等裁判所平成25年7月3日判決では同制度の障害見舞金2500万円につき柔道の見舞金にはいわゆる代位の規定がないこと及び他の補償制度により支給される見舞金とは無関係に支給されること（柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程4条）を理由に損益相殺の対象とならない旨判示をした。

②神戸地方裁判所平成22年5月19日判決も同制度の死亡見舞金200万円につき、結論としては損益相殺を否定しているところ、まず東京高裁と同一の理由として他の補償制度により支給される見舞金とは無関係に支給される点を挙げている。

そして、東京高裁の理由と異なる理由として、まず、柔道の見舞金は会員の保険料の対価的側面¹²がある点を指摘している。また、死亡見舞金の金額が損害を填補するものとするには少額に留まることを指摘している。

他にもラグビー等見舞金制度が存在する競技はあるが、それらの競技の見舞金が損益相殺の対象となるかという点もこれらの裁判例の考えを基に主張を展開していくことが考えられる。

¹⁰ 「柔道競技に関わる活動」の具体的な内容は、柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程1条2項参照。

¹¹ 支給要件については、柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程1条、支給額については同規程2条参照。

¹² ただし、2025年12月現在保険料は年500円に留まっている。そうすると、保険料は金額としては少額であり、見舞金の対価と目されるほどのものではない旨の主張の余地も考えられるかもしれない。

第4 スポーツ安全保険の傷害保険

スポーツ安全保険の傷害保険とは、スポーツでケガをした場合に入通院期間に応じた定額の医療費が支給されると共に後遺障害が生じた場合にはその等級に応じた障害見舞金が、死亡した場合には死亡見舞金の支給を受けられる保険である。

意外にも判例秘書で「スポーツ保険」、「スポーツ安全保険」で調べたところ、スポーツ安全保険が損益相殺の対象となるか否かについて判示した裁判例は見つからなかった（令和7年12月1日時点）。

もっとも、スポーツ安全保険の傷害保険は約款31条に「当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。」とあり災

害共済給付と異なり、代位対象とならない（第1の2（1）の②の視点）。

また、災害共済給付と異なり、賠償金を加害者から受領した場合の請求制限の規定も存在しない（第1の2（1）の③の視点）。

そうすると、損益相殺の対象外という主張は成り立ちうるものと考えられるが、その支給金額が高額であること、部活動の地域展開が進む中で災害共済給付と同程度の補償まで同保険の金額を引き上げており、災害共済給付が問題となる場面との間で被害者の受け取る金額に差異が出ることは妥当でないとも考えられることからすると、損害の公平な分担の見地から損益相殺を認めるべきとも考えられる。

この点については、今後の裁判例の集積を待つことになるものと思われる。

以上